

韓国知的財産ニュース 2014 年 10 月後期

(No. 281)

発行年月日：2014 年 11 月 5 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、10 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許権等の登録令の一部改正法律案(10. 22)
- 1-2 特許権等の登録令施行規則の一部改正法律案の立法予告(10. 22)

関係機関の動き

- 2-1 革新型中小企業向けの IP 教育を推進(10. 16)
- 2-2 特許庁、国民に規制改革の評価を(10. 20)
- 2-3 特許庁、途上国に国の発展につながる IP 戦略を伝授(10. 22)
- 2-4 HW・SW の維持補修、来年から下請法を適用(10. 23)
- 2-5 中国の IP 関連公務員、韓国産業界の現場を体験(10. 23)
- 2-6 特許庁、「非正常の正常化」に向けた取り組み(10. 24)
- 2-7 特許庁 - YTN - 韓国発明振興会が MOU を締結(10. 24)
- 2-8 韓国知識財産研究院、「CPC の導入効果が最大 1, 416 億ウォン」(10. 26)
- 2-9 特許庁、2014 韓 - 欧知的財産権コンファレンスを開催(10. 28)
- 2-10 特許庁、創造経済の活性化に向けて京畿道と協力(10. 29)
- 2-11 「IP 評価支援事業」、懇談会を開催(10. 31)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 SKT、バイバーに特許訴訟(10. 28)

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 中国のファッションブランドが韓国に上陸(10. 29)

その他一般

- 5-1 ノーベル物理学賞授賞の中村教授、「ノーベル賞は中小企業から生まれる(10. 21)

- 5-2 機能性携帯電話ケースの出願が急増(10.22)
- 5-3 モノのインターネット、技術革新の母体に(10.23)
- 5-4 コンピュータプログラムの請求項の追加、「SW産業に悪影響はない」(10.28)

法律、制度関連

1-1 特許権等の登録令の一部改正法律案

韓国特許庁(2014.10.22)

1. 改正理由

登録料納付の場合にも設定登録の前までは返戻申請ができるように改善することを目的とする。

2. 主な内容

イ。「登録料を納付しなければならない申請の場合、登録料が納付された以降には、返戻申請をすることができない」というただし書きを削除し、返戻の申請を可能とする(案第30条第1項ただし書き削除)。

3. 意見の提出

特許権等の登録令の一部改正法律案についてご意見のある機関・団体及び個人は、2014年11月17日(月)まで、次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：登録課長)宛てに提出して下さい。なお、立法予告の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)にてご覧いただけます。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛否意見及びその理由)

ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※宛て先

○特許庁登録課 : 大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟

(郵便番号 : 302 - 701)

電話番号 : (042) 481 - 5233

FAX : (042) 472 - 3467

電子メール : 20060090@korea.kr

※改正条文などの詳細は、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→お知らせ)

1 - 2 特許権等の登録令施行規則の一部改正法律案の立法予告

韓国特許庁(2014.10.22)

1. 改正理由

特許法の改正事項を反映して、申請人に混乱を与えかねない登録料納付の申請書式を整備することを目的とする。

2. 主な内容

イ. 特許権等の登録令施行規則別紙第 25 号書式の納付諸において「回復申請原因」を現行特許法の改正内容に合わせて改正する(案別紙第 25 号書式の改正)。

3. 意見の提出

特許権等の登録令施行規則の一部改正法律案についてご意見のある機関・団体及び個人は、2014 年 11 月 17 日(月)まで、次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：登録課長)宛てに提出して下さい。なお、立法予告の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)にてご覧いただけます。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛否意見及びその理由)

ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※宛て先

○特許庁登録課 : 大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟
(郵便番号 : 302 - 701)

電話番号 : (042) 481 - 5233

FAX : (042) 472 - 3467

電子メール : 20060090@korea.kr

※改正条文などの詳細は、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→お知らせ)

関係機関の動き

2-1 革新型中小企業向けの IP 教育を推進

韓国特許庁(2014.10.16)

韓国中小企業庁と特許庁は、15日、特許庁国際知識財産研修院で革新型中小企業の IP 教育の支援に向けた MOU を締結した。

両機関間の MOU は、技術革新型中小企業(イノビズ)および経営革新型中小企業(メインビズ)に対する IP 教育を支援することで、創造経済の時代を迎え、中小企業の IP 創出および IP 紛争に積極的に対応できる力量強化を目指すものだ。

そのため、中小企業庁は「経営革新マイレージ制度」に IP 分野を追加し、特許庁はイノビズおよびメインビズ企業に対する業種別 IP 教育課程を運営することにした。また、両機関で推進中の IP スター企業制度、イノビズ制度、メインビズ制度を連携して、中小企業の経営および技術革新を総合的に支援する。

それと併せて、中小企業の革新力量の強化に必要な支援を持続させるため、両機関の実務者で構成されている定期協議会議を開催し、その中でまとめられた決定事項について、両機関が積極的に取り組んでいくことにした。

今回の MOU を通じて両機関は、技術革新および経営革新中小企業の IP 創出力量をグレードアップすることで、特許に強い中小企業を育成し、IP に関する紛争・訴訟にもより効率的な対応ができる基盤作りに貢献できると期待を寄せている。

経営革新マイレージ制度に設けられた IP 関連の教育課程は、特許庁国際知識財産研修院および韓国発明振興会に開設され、今年は産業財産権過程、特許明細書作成過程、知的財産権基礎課程、主要国特許出願および OA 手続き過程などが開設される予定だ。イノビズおよびメインビズを対象とする業種別教育課程は、今年中に教育課程の設計および試行を経て、来年度から本格的に推進する予定だ。

2-2 特許庁、国民に規制改革の評価を

韓国特許庁(2014.10.20)

この一年間の知的財産分野の最優秀規制改革課題を国民が直接選定する。

特許庁は、20日、庁長が主宰する「第2回規制改革国民陪審員団会議」を開き、今年
の主な規制改革課題を国民陪審員団が直接選定すると発表した。これは、5月1日の会
議に次ぎ、規制改革に対する機関長の意志を表明するとともに、国民に特許庁の規制改
革への取り組みを実感してもらうためのアプローチだとみられる。

最終的に候補となった課題は、計7件(参考を参照)。特許庁は、9月から推進してき
た計50件の詳細課題を対象に2回にわたる内部審査を行った。

同会議では、7件の課題を担当する課長が規制改善による国民の便益の増進などに重
きを置いて発表し、国民陪審員団が優秀課題(最優秀1、優秀2)を最終的に選定[※]する予
定だ。

※7件の優秀課題に関する国民の実感度を反映するため、特許庁の政策ユーザに対す
るアンケート調査および相談窓口などで実施した投票の結果を参考データとして国
民陪審員団に提供

そのほか、第1回会議のときに廃止を決めた規制(8件)の整備など、規制改革課題の
履行状況も点検し、関連法の改正が適時に行われるようにスピードを出す計画だと特許
庁の関係者は説明している。

特許庁のキム・ヨンミン庁長は「国民陪審員団に選んでいただいた優秀課題であるだけに、
特許ユーザがその効果を実感できるように広報を強化していく計画だ。これからも国民の立
場から規制改革に積極的に取り組んだ職員を褒賞するなど、規制改革のモメンタムを持続的
に確保していきたい」と述べた。

参 考

規制改革の最終発表課題

発表課題 1	出願人向けのポジティブ審査を実施
主な内容	審査に着手する前、出願人と審査官が審査情報を共有する予備審査制度を導入し、審査官が拒絶理由を通知する際に、優秀な特許を受けられるように補正の方向も一緒に提示する積極的な審査方法に転換

発表課題 2	特許出願の形式的な条件を緩和
--------	-----------------------

主な内容	特許出願の明細書を韓国語のみならず、英語による作成も可能とするほか、論文の内容を明細書に記して提出しても出願と認定
------	---

発表課題 3	商標権が消滅した後、1年間の当該商標登録の禁止条項の廃止
主な内容	他人の商標権が消滅してから1年以内でも当該商標登録ができるように関連規制を廃止するなど、登録に関する理不尽な要素を削除し、国民の商標選択権を拡大

発表課題 4	デザインの国際出願手続きを簡素化
主な内容	ハーグ協定により、1件の出願書をWIPOに提出すれば、複数の指定国に出願した効果を付与する国際出願手続きを導入し、海外で韓国人によるデザイン権の獲得を支援

発表課題 5	手数料システムの合理化による国民の負担緩和
主な内容	手数料システムを合理的に調整し、個人・中小企業などの登録料負担を緩和するほか、若年層および退職後の世代向けの減免率の拡大

発表課題 6	知的財産(IP)金融制度の改善
主な内容	IP担保の処分が容易にできるよう、権利移転手続きの簡素化規定を設け、ファンドオブファンズ・プロジェクトの投資対象に産業財産権を追加

発表課題 7	拒絶査定取消の際、審判請求料の返還
主な内容	拒絶査定不服審判によって審査官の拒絶査定が取り消されたとき、審査対象と審判対象が同一の場合は、審判請求料を返還する手続きを策定

2-3 特許庁、途上国に国の発展につながるIP戦略を伝授

韓国特許庁(2014.10.22)

特許庁は、世界知的所有権機関(WIPO)と共同で10月21日から23日まで「国の発展に向けた政策手段としての知的財産」をテーマに「2014年WIPO 亜・太地域知財権セミナー」を開催する。

同セミナーには、中国、インドネシア、マレーシアなどアジア・太平洋地域15カ国の

知財権分野の公務員および専門家 16 人が参加し、国の知的財産戦略および施行に関する研究など、国の発展に貢献する知的財産の役割について深い議論を行う。

※参加国(15 カ国)：バングラデッシュ、ブルネイ、中国、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、ソロモン諸島、スリランカ、タイ、トンガ

また、同セミナーにおいて各国の参加者は、自国の知的財産戦略と優秀事例を発表し、知的財産戦略が国の発展と経済成長に及ぼした影響などについての分析も行う予定だ。

同セミナーは、国の発展の方向性および目標を踏まえた上で知的財産政策を検討する機会になるだけでなく、韓国をはじめとする知的財産先進国の政策と経験を共有することで、途上国に知的財産発展のノウハウを伝授する意義深い場になると期待されている。

国際知識財産研修院のビョン・フンソク院長は「今回のセミナーの開催により、韓国特許庁の先進的な知財権政策およびシステムを亜・太地域に発信し、特許行政分野における韓流の拡散に貢献できるように取り組んでいきたい」と述べた。

2-4 HW・SWの維持補修、来年から下請法を適用

デジタルタイムズ(2014.10.23)

ハードウェア(HW)・ソフトウェア(SW)分野の維持・補修業務および電子資料の処理、ホスティングサービス、ポータルおよびその他インターネット媒介サービスの業種は、来年度から下請法の保護を受けることができる。また、SW開発のための提案書とマスタープランなども知識・情報の成果として認められ、法律の保護を受ける。

22日、韓国公正取引委員会は、こうした内容を柱とする「用役委託のうち、役務の範囲に関する告示の改定(案)」と「用役委託のうち、知識・情報成果物に関する範囲の告示制定(案)」など、用役委託の範囲に関する告示を来月11日まで行政予告する。施行は、大・中小企業や関連団体など、利害関係者の意見を収集するなどの手続きを経て来年1月1日からする予定だ。

公正委は、今回の告示の制・改定を通じて、HW・SW分野の維持・補修業務を役務から除外するというただし書きの規定を削除し、電子資料の処理とホスティングサービス、ポータルおよびその他インターネット媒介サービスとコンピューターの記憶装置にデータを保存、またはこれを検索・提供するなどのサービス活動も下請法の適用を受けられるようにした。

知識・情報成果物に関する告示の新規制定により、SW 以外にも SW 開発のための提案書、マスタープランも法律の保護を受けることができる。さらに、従来の記録媒体ではない音源および音楽ファイルで構成されたデータ放送、DMB、IPTV などの番組とデザイン、商標、地図、編集物、その他業種の設計図面なども下請法の適用対象として明示した。

公正委の関係者は、「サービス業種の多様化・専門化などによって、下請法の執行に関する社会的・経済的環境が変化したにもかかわらず、下請法にサービス業が含まれた 2005 年以降、法律の適用対象となる業種の追加・変更が不十分で、その補完が求められていた。法律的に明らかではない内容を明確化する手続きであるだけに、行政予告の告示においてその他の変更はないと思われる」と述べた。

ユ・グンイル記者

2-5 中国の IP 関連公務員、韓国産業界の現場を体験

デジタルタイムズ(2014.10.23)

特許庁は KOTRA と共同で 10 月 20 日から 24 日までの 5 日間、中国で知的財産権の保護業務を担当している中央および地方公務員 27 人を韓国に招へいし、現場での知的財産研修を実施する。

今回の研修に参加するグループは、中国政府内の知財権の主務部署である知識産権局、工商行政管理局、裁判所、税関および大学など、各分野において知財権に関する業務を担当している公務員と裁判官、教授などで構成されている。

同研修の間、招へいグループは特許庁、特許法院、関税庁ソウル本部税関を訪れて様々な懸案について意見を共有し、韓国の知財権保護制度に対する理解を深められるよう知財権説明会も開催した。

また、特許庁は、22 日、KOTRA で中国公務員を対象とサムスン電子をはじめ、韓国人参公社、毎日乳業、セラージェムなど、代表的な中国市場進出企業とともに知財権保護懇談会を開催した。

同日の懇談会では、中国機関の担当者がそれぞれ今年から施行される改正商標法および改正中の特許法の主な内容、中国特許裁判所の設立動向など、中国の最新知財権制度

などを説明した。特許庁産業財産保護支援課のチョン・ソンチャン課長は「中国の担当公務員が直接最新制度について説明するので、変化要因に迅速な対応が求められる韓国企業にとっては、非常に役に立つと思う」と述べた。

さらに、中国公務員は、LG 電子・KBS・韓国人参公社・アモレパシフィックなど、韓国産業界の現場を見学し、中国内での知財権保護現況と企業の隘路事項などを聴取した。

特許庁のイ・ジュンソク次長は、23日に歓迎の挨拶を通じて「今回の研修を機に、中国に進出している韓国企業の知財権保護について、中国の知財権担当公務員の関心と協力が一層増大すると期待している」と述べた。

2-6 特許庁、「非正常の正常化」に向けた取り組み

韓国特許庁(2014.10.24)

特許庁は、23日、特許庁ソウル事務所で特許庁および公共機関の非正常的な慣行と関連する現場の意見を収集するため、「特許庁の非正常の正常化推進協議会」を開催した。

同会議は、企業、大学、弁理業界など、政策の需要者と供給者が一堂に会して、現在行われている特許庁と傘下公共機関の正常化課題について、現場ではどのような意味を持っているか、どのような影響を及ぼしているかを点検し、さらなる代案を導き出すために開かれた。

特許庁は、現在、正常な商標使用に向けた商標ブローカーの撲滅、国民安全に向けた模倣品の取り締まりを国務調整室が主管する非正常の正常化の課題として進めている。

正常な商標使用に向けた商標ブローカーの撲滅は、自社の商品および営業に使うための商標権を取得するのではなく、示談金又は使用料などの不正な利益を手に入れる目的で商標権を取得する非正常的な商標ブローカー行為を撲滅しようという趣旨で推進している課題だ。

※商標法の改正内容 (2014. 6. 11. 施行)

- ▶信義則に反する出願の商標登録防止及び商標権制限規定の新設(第7条第1項第18号及び第53条第2項新設)
 - 契約及び業務上の関係などにより、他人が商標を使用する、又は商標の使用を準備中であることを知っている者が正当な権原を得ずに同じ商標を先に出願した場合、不登録自由に含まれ、商標権の使用が不正競争行為に該当する場合、使用権を制限する規定
- ▶需要者間で顕著に認識されている商標の希薄化防止条項を策定(第7条第1項第10号)
 - 需要者間で顕著に認識されている他人の商品又は営業と混同しかねない、若しくは識別や名声を損傷しかねないおそれのある商標については、その登録を防止することができるようにする。

商標ブローカーの撲滅に向けて商標法を改正し、ブローカーが出願した商標に対する職権調査を強化して厳格な審査を実施することで、不正な目的の商標登録を防止している。

商標ブローカーによる被害を予防し、改正商標法の内容を案内するために商標ブローカー被害の通報サイトを立ち上げ(2014年1月)、9月まで109件の通報と相談があった。

- ▶相談例：営業を妨害する目的で競合会社の商号を商標として登録した後、相互使用禁止の警告状を発送→善意による商号の先使用については、他人の商標登録有無にかかわらず、引き続き商号を使用することができるとの内容の商標法を案内

国民安全に向けた模倣品の取り締まりは、オンライン・オフラインで取引される模倣品の流通撲滅を通じて、消費者の経済的損害を防ぎ、模倣品から国民の安全を守るために推進する課題だ。

今年は、企画捜査*を実施するなど、取り締まりを強化したことで9月末まで商標法の違反によって刑事事件として立件された件数が287件と、前年比7%増となっており、模倣品の押収件数は91万点と約5倍増えた。

※企画捜査：押収品の正常価格ベースで5億ウォン以上の事件、被疑者の起訴事件、捜査官が長期間の追跡・尾行を通じて被疑者を逮捕した事件

※取り締まりの実績

区分	2013. 9.	2014. 9.	増減率 (%)
刑事立件(人)	268	287	7
(企画捜査)	(38)	(50)	(31.6)
押収品(点)	193,463	910,191	470
(企画捜査)	(169,512)	(852,308)	(502)

オンライン取引による模倣品の流通撲滅に向けて、2013年12月にキーワードのみならず、イメージで検索できるように、オンライン・モニタリングシステムの機能を改善し、9月末現在、前年比24.7%増加した4,694カ所の模倣品販売サイトを摘発して閉鎖した。

※サイトの閉鎖および遮断の実績

区分	2013. 9.	2014. 9.	増減率 (%)
サイト閉鎖および遮断	3,763 件	4,694 件	24.7%

自主的に発掘した正常化課題の場合は、不公正慣行の改善、不平等慣行の改善、国民安全の確保、古い制度および手続きの改善など、5分野で約30件の課題を推進している。

審判請求後、1カ月以内に審判を取り下げた場合、すでに納付した審判請求料を返還してもらえるように商標法の改正を推進している。

大学に在学の如何を問わず、青年(満19歳以上から満30歳未満である者)である者に対しては、出願料、審査請求料および最初3年分の登録料の85%を減免する規定を新設して施行中にある。

特許庁のキム・テマン企画調整官は「今回の推進協議会で提案があった非正常的な慣行の正常化に向けた各界の意見が実際の政策に反映されるように力を取り組んでいく予定だ。また、推進協議会を通じて国民がもっと実感することができる上、現場の状況に合わせた解決策を掘り起こしていきたい」と述べた。

特許庁は、今後も非正常の正常化政策を持続的に拡散していくため、積極的に政策を開発・広報する計画で、推進協議会を介して現場の意見聴取も続けていく予定だ。

2-7 特許庁 - YTN - 韓国発明振興会が MOU を締結

韓国特許庁(2014. 10. 24)

特許庁と YTN、韓国発明振興会は、23 日、YTN ニュースクエアにて、青少年発明記者団の活性化および発明文化の拡散・造成に向けた MOU を締結した。

3 機関は、創造経済の実現に向けたクリエイティブな人材の育成と発明文化作りの必要性を共有し、各機関が保有している人材・資源を活用して取り組むことに合意した。

今回の MOU を基に 3 機関は、▲青少年発明記者団を対象とする特許庁のメディア教育の運営 ▲知的財産・発明文化の造成に向けた特集プログラムの製作 ▲家族全員で参加する発明・科学行事などを開催する予定だ。

特許庁は、同 MOU が年間特許庁と韓国発明振興会で 10 年間運営してきた「特許庁の青少年発明記者団」の活動およびメディア分野に対する青少年の関心の向上、発明認識の拡散に大いに役に立つと期待している。

特許庁のキム・ヨンミン庁長は「YTN との連携は、発明に関する事業の大衆化という観点から大きな転換点になるはず。持続的に青少年を対象とする教育と大衆に向けた発明文化作りに拍車をかける」と述べた。

特許庁と韓国発明振興会は、今年 7 月に実施した青少年発明記者団の YTN 見学に次いで、来月に 2 回目の見学を行う予定だ。来年度は、YTN と共同で発明関連番組を企画し、知的財産に対する認識の拡散と発明文化作りを先導するとの計画だ。

2-8 韓国知識財産研究院、「CPC の導入効果が最大 1,416 億ウォン」

電子新聞(2014. 10. 26)

韓国知識財産研究院は、24 日、昨年に行った「CPC、FI の分析による国内特許分類の発展方案の研究」の報告書を通じて、共通特許分類(CPC)の導入の妥当性を分析した結果、今年から 2019 年まで、最大 1,416 億ウォンの経済効果が予想されると発表した。

先月 29 日、特許庁は「知的財産分野における国際協力の主な成果および今後の計画」を通じて、来年 1 月から共通特許分類システムである CPC を全面的に導入すると発表した。特許庁は、1979 年から世界中で通用される IPC を利用して特許を分類してきた。昨年 11 月から試行的に国内出願の一部の技術分野について特許文献に CPC を導入した。CPC

は、欧州と米国の特許庁が共同で開発し、昨年1月に立ち上げた特許分類システムで、IPCと同一の構造となっているが、IPCに比べて約4倍以上細分化している。

また、CPC導入の経済的な妥当性を分析した結果、2019年まで最大1,416億ウォンの経済効果が予想されるという。この予想金額は、CPCが韓国に導入された際に予想される全体的な利益から費用を除外した純利益のことで、利益の方がはるかに多いと見込まれている。

費用は、CPC導入に向けたシステム変更費用、IPCで分類された従来の特許文献をCPCに再分類する費用、CPCに改正した際の文献再分類の費用、審査人材の補足費用、関連教育費用などを合わせて、2019年まで計191億ウォンがかかると分析している。

その反面、CPC導入の際、従来の特許分類協力事業の拡大により関連分野の国内生産が誘発され、検索効率性の向上によりIP調査・分析市場が活性化するほか、審査品質の向上により海外IP紛争費用が削減されるなど、2019年まで最大1,607億ウォンの社会経済的な利益が予想される。

韓国知識財産研究院のイム・ヒョジョン副研究委員は「CPCは、IPCを代替する特許分類のグローバルスタンダードとして定着しつつある。CPCの導入は、検索の効率性と精度を高め、審査品質の向上につながるはずだ。特許庁は、CPC導入の問題点および副作用などを検討して、分類品質に対する検証とともにCPCの早期定着に向けて取り組まなければならない」と強調した。

2-9 特許庁、2014韓 - 欧知的財産権コンファレンスを開催

韓国特許庁(2014.10.28)

特許庁は、駐韓欧州商工会議所(ECCK)と共同で10月28日、ソウル汝矣島にあるコンラドホテルで「2014韓 - EU知識財産権コンファレンス」を開催する。

「商標およびデザインの効果的な保護および活用」というテーマの下、韓国と欧州の専門家が一堂に会し、商標およびデザイン分野の現況について議論する予定だ。

午前と午後のセッションとなっている「テーマ発表」では、①韓国商標法およびデザイン法の最新改正事項および最近の判例、②欧州連合(EU)の商標およびデザイン制度と最近の判例、③国際デザイン出願制度であるハーグシステムの現況、④欧州共同体商標意匠庁(OHIM)のデザイン検索システムであるデザインビュー(Design View)が紹介され

る予定だ。

特許庁産業財産保護局のクオン・オジョン局長は、「今回のコンファレンスは、韓国と欧州連合(EU)の商標・デザイン制度に関する最新動向について話し合う機会を提供するのだけでなく、最近話題になっている様々な商標・デザイン紛争事例に関する情報交換および経験共有を通じて、韓国企業の知的財産管理力量を一層高めるきっかけになると思う」と述べた。

2-10 特許庁、創造経済の活性化に向けて京畿道と協力

韓国特許庁(2014.10.29)

特許庁と京畿道は、28日、京畿道庁で知的財産(IP)の好循環システムの構築に向けた両機関間のMOUを締結した。

今回のMOUを機に、特許庁は京畿道とともに推進してきた地域IP創出支援の事業をさらに拡大・発展させ、京畿道にある中小企業がIPを基に競争力を備えた企業として成長するように支援する計画だ。

特に、有望なICT中小企業と研究所が密集している板橋(パンギョ)テクノバレーなど、最先端産業団地に対するIP支援システムを強化し、京畿道が韓国の創造経済をリードする草分け的存在になるように後押しする。

その他にもMOUには、京畿道のR&D効率性の向上に向けた特許情報の活用支援、IP専門人材の育成に関する協力、IPを活用した京畿道の伝統文化産業の活性化などが盛り込まれており、京畿道がIPを基に持続的に成長するきっかけになると期待されている。

特許庁産業財産政策局のクオン・ヒョッジュン局長は、「創造経済の要は、創意工夫のアイデアをIPとして保護し、事業化することで付加価値を最大限引き上げることだ。そのため、京畿道とともに運営している京畿知識財産センターが京畿道の創造経済を実現する中核的な役割を果たすように力を入れて行きたい」と強調した。

一方、特許庁は各地域のIP力量を高めるため、各自治体とともに30カ所の地域知識財産センター(www.ripic.org)を運営している。地域知識財産センターには、特許・デザイン・ブランドなどに関する専門コンサルタントが常駐しており、現場支援活動などを行っている。

2-11 「IP評価支援事業」、懇談会を開催

韓国特許庁(2014.10.31)

#住居用・事務用・産業用などの建物の省エネにつながるリアルタイムのエネルギーモニタリングシステムの構築を専門とする A 社は、2014 年初旬に知的財産(IP) 価値評価を通じて銀行から 10 億ウォンの IP 担保貸出を受けた。貸出資金で研究所および生産施設を拡充し、新技術開発に向けた追加 R&D に乗り出した。今年は、前年比約 20%、新商品が発売される 2015 年からは 100%以上の売上増を期待している。

#環境配慮型防水材料を生産する B 社は、優れた技術力を備えているにもかかわらず、マーケティング方法に手を焼いていたが、特許技術評価により国土交通部の新技術認定を受けることができた。B 社は、同認定をマーケティングに活用し、前年比約 2 倍増の売上を見込んでいる。また、評価結果を技術保証基金の保証書発給に活用したほか、現物出資も進めている。

#マンホールや汚水・雨水貯留槽など、下水管に関する設備を製造する C 社は、保持特許に対する技術認定向け評価を介して技術の優秀性を認められ、調達優秀品の登録および調達の契約という成果を上げ、50 件以上の納品受注を受けることができた。

中小企業が保有している優れた特許技術を評価し、事業化や資金調達などを支援する IP 評価支援事業が成果を上げつつある。

同事業は、中小企業が保有している優秀な特許技術を活用して事業化を本格的に推進し、必要な資金を調達できるよう、企業それぞれに合わせた評価を行うもので、▲事業化連携の特許技術評価、▲金融連携特許技術評価支援事業で構成されている。

現物出資、技術取引、技術認定、事業の妥当性分析などに活用できる事業化連携特許技術評価の支援を受けた企業の特許活用率(2013)は 83.2%で、国内企業平均の 57.5%をはるかに超えることが分かった。

2006 年から実施している金融連携特許技術評価の事業は、昨年までの 7 年間、計 1,700 社に約 4,000 億ウォンを供給した。今年は、IP 担保貸出を本格的に推進したため、今年第 3 四半期までの業績だけでも前年比 17%増の 890 億ウォンを供給しているほか、今年 1,800 億ウォン以上の資金支援の連携ができると見込まれている。

特許庁は、IP 評価支援事業の優秀事例を共有し、現場の声を聴取した上で政策改善策を策定すべく、10 月 30 日、韓国知識財産センターでイ・ジュンソク次長をはじめとする中小企業の代表者が参加した下、懇談会を開催した。

特許庁のイ・ジュンソク次長は懇談会で「中小企業革新活動の成果である優秀な IP が事業化に活用され、利益の創出につながるような環境を整えてこそ、経済革新 3 カ年計画の核である基礎体力のある経済を作ることができる。特許技術の事業化に最も大きな障害要因となっている資金不足などを解決できるように IP 評価支援事業を持続的に拡大していきたい」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 SKT、バイバーに特許訴訟

デジタルタイムズ(2014.10.28)

SK テレコムがイスラエルのモバイル・メッセージ企業であるバイバーを相手取って特許訴訟を起こした。

バイバーのタルモン・マルコ代表は、27 日、「SK テレコムが今年初旬、特許 4 件に対して、特許侵害を理由に提訴した」と述べた。マルコ代表は、当初の訴訟対象となった特許は 4 件だったが、SK テレコムが 1 件については訴訟を取り下げ、2 件は特許庁が特許を無効にしたため、現在は 1 件についての訴訟のみ行われていると説明し、勝訴を確信した。

訴訟について SK テレコムの関係者は「バイバーに訴訟を提起したのは事実」だとコメントしたが、具体的な訴訟内容については公開していない。

パク・ジソン記者

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 中国のファッションブランドが韓国に上陸

韓国特許庁(2014.10.29)

韓流ブームを受けて、中国観光客が大勢韓国を訪れている。明洞の有名デパートの洋服および化粧品コーナーは中国人で溢れており、中国観光客 500 万人の時代を実感することができる。中国人は、韓国商品を購入する一方で、地理的に隣接している韓国を有

望市場として認識している。そのため、韓国内でも商標を大いに出願しているが、その中でも衣類(靴類を含む)に関する商標出願は、年々着実に増加している。

韓国特許庁がこの5年間(2009~2013)の中国人(台湾、香港を含む)による商標出願を商品別に分析した結果、電子・通信に関する商標(商品類第9類)が1,982件で最も多く、次いで衣類に関する商標(商品類第25類)が1,487件、化粧品に関する商標(商品類第3類)が511件の順となった。

そのうち、衣類に関する商標出願を年度別にみると、2009年に220件、2010年に263件、2011年に312件、2012年に293件、2013年は399件となっているが、2012年に少し減少したものの、2013年は前年に比べて大幅の増加を見せた。商標出願が増加する要因は、中国の豊富な労働力を背景に、地理的に近くて友好的な関係を築いている韓国の商品市場を攻略するためだと見られる。

中国人による商標は、「漢字、拼音*、英語、ハングル、図形、またはこれらの融合商標」など様々な形で出願されている。その中でも漢字の場合は、繁体字より簡体字で出願する傾向が著しくなっている。衣類に関する標章の例としては、



このように、中国人が韓国で出願する商標は、中国の簡体字で構成された商標がほとんどだが、韓国人の場合、併記する英文字(拼音、中国語の読み方)によって発音するしかないというハードルがある。韓流ブームと中国観光客の影響により、中国に対する韓国人の関心を反映するかのよう簡体字の中国商標が実際の取引現場でも活用されている。

特許庁商標審査2課のパク・ウンヒ課長は、「中国人による衣類関連商標の出願が地道に増加しているのは、最近中国政府が本腰を入れて進めている知的財産権の強化戦略と安価な労働力を基に韓国の低価格市場を攻略するための一連の過程だと思われる。今後もこうした傾向は続くと思われるため、韓国は技術革新による高付加価値の機能性衣類を持続的に開発し、対中輸出を一層強化していかなければならない」と述べた。

※拼音 (ピンイン) : 中国語の音節を音素文字に分け、アルファベットの組み合わせで表せるようにした発音表記体系

その他一般

5-1 ノーベル物理学賞授賞の中村教授、「ノーベル賞は中小企業から生まれる

デジタルタイムズ(2014.10.21)

「私の弟子で優等生が10人いるとすると、その全員が中小規模のベンチャー企業への入社を希望する。むしろ、劣等生の方が大企業を希望する。」今年、ノーベル物理学賞を共同受賞した米カリフォルニア大学サンタバーバラ校の中村修二(60)教授は、21日、京畿道安山市のソウル半導体社で開かれた記者会見でこのように述べた。

彼は2010年から2社の技術顧問として活躍している。中村教授は、韓国を訪れる度に中央研究所の研究者とともに発光ダイオード(LED)商品の開発の方向性について話し合う。

「大企業の研究者は、韓国でも日本でもただの'サラリーマン'に過ぎない。自由な研究ができないだけでなく、補償のシステムもない。大企業の研究者がノーベル賞を受賞するのはかなり難しいのではないかと思う。」

中村教授は、特許出願などを通じて会社に利益を与えた研究者に適切な収益を補償をしなければならないと述べ、ストックオプションの重要性を強調した。

彼はまた、これまでノーベル賞を受賞した日本企業の研究者は、いずれも大企業ではなく中小企業所属だったという事実を強調した。「日本には中小企業が多い。韓国はサムスンやLGなど、5大企業が国の経済をコントロールしているところが問題だ」と指摘した。

パク・ジソン記者

5-2 機能性携帯電話ケースの出願が急増

韓国特許庁(2014.10.22)

スマートフォンユーザーが 3,900 万人を超え、携帯電話ケースを使用する割合が約 94%に上ったことで、携帯電話ケースの市場が約 1 兆ウォン(2013)規模に成長しつつある。

携帯電話ケースの使用目的が高額スマホの保護にあるだけでなく、携帯性、入力・出力技術および安全性の向上などと多様化している。このように性能および利便性の面において優れた機能を備えた製品が相次いで発売されており、関連特許出願も増加する傾向を見せている。

特許庁によると、携帯電話ケースの特許出願は、2000 年から 2008 年まで年平均 60 件に過ぎなかったが、2009 年 80 件に上った以降、毎年約 58%ずつ増加し、2013 年には 453 件が出願された。技術分野別に分析すると、構造に関する出願が 72%と最も多く、機能性ケースに関する出願は 28%となった。「機能性ケース」の出願においては、「携帯性の向上」分野が 79%、「入力・出力技術の向上」分野が 11%、「ユーザの安全性向上」分野が 10%だった。

機能性ケースの出願では、スマホの保護機能に加え、収納、据置、充電、防水など、携帯性を向上させた技術が注目されている。

その中でも、クレジットカードやポイントカード、お札などを納められるタイプのケースの出願件数が最も多い。携帯性と利便性を向上させた①交換用バッテリー、外付け HDD など小物を納められるケース、②イヤホンやケーブルなどを保管し、必要な時にすぐ取り出して使えるケースなども開発されている。

また、映画やワンセグなどを楽しむユーザのためにスタンドの機能を加えたり、回転が自由にできるティルト機能を付加したり、折り畳むことのできるなどの据置機能を備えたケースの出願も 2 番目に多い。スマホのナビゲーション機能が活性化していることから、車両用スタンド付きのケースやぬいぐるみを活用して据置機能とデザインを同時に具現したものもある。

ディスプレイやスピーカーなどの入力・出力装置を付加するほか、携帯電話のコントロールを容易にしてユーザの利便性を向上させた技術もある。

さらに、昨年から立法が進み、今年 8 月から携帯電話の電磁波等級制度が施行されたことで、電磁波遮断機能を備えたケースに関する出願が昨年 12 件に急増した。携帯電話の過熱を防止する機能やスタンガン、催涙スプレーなどの護身機能のある技術も少な

らず出願されている。

特許庁特許審査1局のチョン・セチャン局長は「ケースが単なる保護機能やファッションアイテムを超えて、携帯電話の性能を向上させる道具となっただけに、技術開発の競争が加速化すると見られている。この過程において中国や米国などの市場を中心に知的財産権侵害のおそれがあるため、携帯電話ケースのメーカー各社は、有効な対策作りには力を入れる時期ではないかと思う」と述べた。

5-3 モノのインターネット、技術革新の母体に

韓国特許庁(2014.10.23)

超連結インフラであるモノのインターネット(IoT: Internet of Things)がIT融合技術の代表格として注目を浴びている中、関連特許の出願も急増している。

最近出願されている技術は、高画質の防犯カメラが撮る映像を分析して行方不明者や手配車両、性犯罪者情報などを抽出し、その情報を警察などの関連機関にスマートフォンで伝える技術、スマホの画面をタッチするだけで照明・冷蔵庫・洗濯機・テレビ・掃除機・オーブンなどを必要な時に起動させることができる技術など、映画に出てきそうな技術が現実化している。

特許庁によると、関連技術の出願は、2009年の33件から2013年に229件と、年々急速に増加しているが、これは2008年から進められたモノのインターネットに対する活発な国際標準化と政府によるモノのインターネット産業育成政策の推進が融合した結果だといえる。

技術分野の中でもモノのインターネット端末機間のネットワーク制御および管理技術に関する出願の割合が68.0%と最も高い。これは、無数の端末機の識別および同時接続によるトラフィックの過負荷を解決するための技術開発が活発に行われていることを示唆している。具体的には、接続制御技術、資源割当技術、電力節減技術、端末機の呼出技術などが出願が多くなっている。

その次には、モノのインターネットのサービスに関する出願の割合が16.5%を占めた。消費者の購買力を高められるモノのインターネット商品を市場に発売するため、産業全般にわたって様々なビジネスモデルの技術開発が進められていることが分かる。具体的には、スマートカー、ヘルスケア、産業現場設備の遠隔管制、スマートホーム、ネット広告、電子マネーなどが出願が多い。

出願人別では、KT、サムスン電子、LG 電子などの韓国企業が 59.6%と最多だった。これは、飽和状態にあるスマホのサービス市場における新規収益の創出策の一環として、大企業がモノのインターネットに多大な関心を寄せた結果だと思われる。その次は、韓国電子通信研究院および国内大学などの研究機関が 22.3%、外国企業が 15.1%、個人が 3.0%を占めている。

特許庁マルチメディア放送審査チームのチョン・ボムジェチーム長は「これまでは、モノのインターネット技術が産業現場の遠隔制御および管理に使われてきたが、徐々にスマートホーム、スマートカー、ヘルスケアなど産業全般にわたってその応用範囲が拡大されている。まだ初期段階にあるモノのインターネット市場において、韓国企業が優位を占めるためには、通信特許の確保以外にも収益性の高い様々なビジネスモデルの特許を確保することが重要だ」と述べた。

5-4 コンピュータプログラムの請求項の追加、「SW 産業に悪影響はない」

電子新聞(2014.10.23)

特許として保護するソフトウェア(SW)の対象を拡大する特許庁審査基準の改正案が SW 産業にマイナス影響を及ぼすことはないという分析が出た。SW 政策研究所は、28 日、「SW 特許審査基準の改正を議論する過程で表れた SW 特許の様々な争点について」という報告書を発表した。

韓国では 1998 年、「コンピュータプログラムを保存した記録媒体の請求項」を認め、今年に入って「ハードウェアと融合して媒体に保存されたコンピュータプログラムの請求項」を追加に認めた。当所の予告案は「コンピュータにより起動されるコンピュータプログラムの請求項」だったが、SW 産業に与えるマイナス影響を懸念する声があり、一部修正が施された。

同報告書は、特許庁の審査基準の改正により SW 特許の保護対象を拡大する、または SW 産業界に及ぼすマイナス影響はないと見込んでいる。同研究所は、「特許法が改正されたわけではないため、特許法の保護対象における変化はなく、出願人の利便性向上という効果が発生する程度に止まる見通しだ」と説明した。

また、「特許法における SW 特許に対する法律的な議論が立法的に解決されるというメリットがある。類似した法改正を韓国より先に施行した日本のケースを考えると、副作用はほぼないと見られる」と説明した。特に、オープンソース陣営の活動が萎縮しかね

ないという懸念の声に対して、営利目的ではなく、個人的に利用する場合は特許侵害とみない例外規定をもって補完できると強調した。

にもかかわらず、特許法の改正については慎重な取り組みが必要だという見解を示した。同研究所は、「特許法の改正によるプラス影響および現在の制度のみでは SW 特許に対する保護が充分ではないという実例がないため、法改正に対するニーズが少ない。オープンソースの育成が政府政策として行われているため、オープンソース陣営に及ぼす影響に対する追加研究が求められる」と説明した。

関連業界の意見も分かれる。特許庁によるアンケート調査では、SW 特許の必要性を認め、SW 特許の強化に賛成する意見が多数だった。韓国 SW 産業協会と SW 政策研究所が把握した意見は、ほとんどが SW 特許の有用性を認めている。その反面、オープンネットなどは、SW 特許が SW 産業の発展を阻害するという立場を堅持している。

一方、米国は 1981 年に SW が含まれた特許を認めた後、1998 年、ビジネスモデル (BM) の発明まで認めた。世界的にも米国を参考にして SW 特許を認める傾向にある。欧州は、特許審査実務において「コンピュータハードウェアの通常の相互作用を超える技術的効果を備えている」SW については特許を認めるが、SW そのものは特許対象として認めない。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム